

## 日本赤十字看護大学 公的研究費運営・管理規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）の趣旨を踏まえ、日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び文部科学省の所管する独立行政法人の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

2 この規程において「構成員」とは、本学の非常勤を含む研究者、事務職員、技術職員及びその他の本学の公的研究費の運営・管理に関わるすべての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、架空請求等による業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規定及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。

### 第2章 機関内の責任体系の明確化

#### (最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を学長とし、学内外に職名を公表する。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

#### (統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を事務局長とし、学内外に職名を公表する。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者へ報告しなければならない。

#### (コンプライアンス推進責任者)

第5条 学内における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てることとし、学内外に職名を公表する。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 学内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 構成員が、適切に競争的資金等の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて

改善を指導する。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

### 第3章 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

（ルールの明確化）

第6条 本学は、公的研究費に係る事務処理手続について、常に検証を行い、ルールの明確化、統一化を図るとともに、教職員に対して周知徹底を図り、効率的な研究遂行を適切に行う。

（職務権限の明確化）

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して研究者と事務職員の権限と責任を明確にし、職務権限に応じた決裁手続を構築する。

（関係者の意識向上）

第8条 最高管理責任者は、構成員の公的研究費に対する意識向上を図るため、公的研究費の適正執行に関する説明会の開催などの必要な方策を講じなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、構成員に対し、コンプライアンス教育（本学の不正対策に関する方針及びルール等）を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握し、誓約書の提出を求め、遵守事項等の意識付けを図らなければならない。
- 3 誓約書の内容は次のとおりとする。
  - （1）本学の規則等を遵守すること。
  - （2）不正を行わないこと。
  - （3）規則等に違反して、不正を行った場合は、本学又は配分機関の処分及び法的な責任を負うこと。
- 4 コンプライアンス教育等に係る研修会の受講及び誓約書の提出がない研究者等は、競争的資金等の申請及び運営・管理ができないこととする。
- 5 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、別に定める日本赤十字看護大学における公的研究費の使用に関する行動規範により誠実に行動しなければならない。

（告発等の取扱い、調査及び懲戒に関すること及び運用の透明化）

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の不正に関し、本学内外からの通報窓口を設置し、学内外に公開する。

- 2 通報窓口は、事務局に設置し、不正に係る通報があった場合は、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に速やかに報告する。
- 3 公的研究費の不正使用又は不正行為・使用の疑いが生じた場合、最高責任者は公的研究費不正防止委員会に事実確認等調査を指示する。
- 4 公的研究費不正防止委員会は、事実状況の確認を行い、必要があると認める時は、被告発者に対し、事情聴取を行うことができる。
- 5 公的研究費不正防止委員会は、当該調査の結果を最高責任者に報告しなければならない。

（懲戒）

第10条 調査の結果、公的研究費において不正の事実が認められた者については、日本赤十字看護大学就業規則に則り、懲戒を行うものとする。

- 2 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項

に準じて取り扱うものとする。

#### 第4章 不正防止計画の策定及び実施及び公的研究費不正防止委員会・部署の設置

(不正防止計画の策定及び実施及び公的研究費不正防止委員会・部署の設置)

第11条 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定、実施するため、その計画の推進を担当する公的研究費不正防止委員会（以下「委員会」という。）及び部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）を置く。

2 不正防止計画推進部署は、事務局に置き、大学全体の具体的な対策を策定、学内外へ公表し、実施状況を委員会へ報告する。

#### 第5章 研究費の適正な運営・管理活動

(執行状況の確認等)

第12条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を構成員に遅滞なく示すものとする。

(支出財源の特定)

第13条 構成員は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第14条 前年度の取引金額をもとに10万円以上の取引実績があった業者、ならびに必要と認めた業者に対し、本学の不正対策に関する方針等を周知させるとともに誓約書等の提出を求めることとし、不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずるものとし、処分内容は最高管理責任者が決定するものとする。

(発注及び検収業務等)

第15条 物品の購入、製造及び修理に係る契約に伴う発注及び検収業務については、学校法人日本赤十字学園経理規程等の定めにより行うものとし、研究者本人がその検収行為を行う場合は、事務局による納品事実の確認を受けなければならない。

(非常勤職員の雇用等)

第16条 非常勤職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者及び事務職員が勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に管理するものとする。

(出張の確認)

第17条 公的研究費にかかる出張については、学校法人日本赤十字学園旅費規則等の定めにより行うものとし、必要に応じて出張の事実確認を行うものとする。

#### 第6章 情報発信・共有化の推進

(相談窓口)

第18条 公的研究費にかかる事務処理手続及び使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を、事務局経理課に設置するものとし、その担当係等は学内外に公表する。

---

## 第7章 モニタリングの在り方

### (監査体制)

第19条 公的研究費の適正な管理のため、日本赤十字看護大学公的研究費内部監査要綱に基づき、公正かつ的確な監査を行うものとする。

### (運営・管理の見直し)

第20条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理体制の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等に運営・管理の改善を指示するものとする。

### (補則)

第21条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

### (規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、経営会議の意見を聴いて、最高管理責任者が行う。

## 附 則

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成29年2月23日から施行する。

---